



両備グループ・バス部門における バス運転中のスマートフォン操作に関する 具体的な再発防止策

両備グループ
両備ホールディングス株式会社

平成28年11月9日

01. 乗務中の携帯電話^{*1}の持ち込み及び使用規制に関する取り組み

旧対策

- 1 平成28年10月31日社内通達により、運転席への携帯電話の持ち込みを禁止しておりました。それ以前については、運転席での携帯電話の使用のみを禁止しておりました。
- 2 高速バスについてのみ車両に会社支給の業務用携帯電話を設置しておりました。乗合バス、貸切バスについては、個人所有の携帯電話を持ち込むことを認めたとうえで、緊急時にのみ外部との連絡の為に使用することを認めておりました。
- 3 従来は、個人所有の携帯電話の持ち込みについての確認は行っておりませんでした。
- 4 従来は、広く「運転中の携帯電話の使用」を両備交通三悪の一つとして、徹底追放に取り組んでおりました。



新再発防止策

- 1 運転者およびガイド職が個人で所有する携帯電話は、乗車スペースへの持ち込みを全面禁止とします。貸切バス、高速バスに乗務する運転者およびガイド職が個人で所有する携帯電話については、運転中はトランク内の所定の保管場所に保管します。
- 2 全てのバス車両に緊急時の連絡用として、通話機能のみを有する会社支給の業務用携帯電話を設置し、当該携帯電話は運転者が運転席から手の届かない所定位置に設置します。
- 3 運転者以外の乗務社員（交代運転者を含む）が同乗する際には、運転者による運転席への携帯電話の持ち込みがないことを相互に確認します。
- 4 現在両備グループでは、①飲酒運転、②携帯電話使用、③免許証不携帯を両備交通三悪として徹底追放に取り組んでおりますが、このうち携帯電話使用について、より具体的に「運転中の携帯電話通話及び画面注視」とし、全社員に再度周知徹底いたします。

02. モニタリングの徹底

旧対策

- 1 従来は個人所有の携帯電話について使用のみを禁止していた為、バス車内への持ち込みが可能となっており、携帯電話の保管場所等についての確認はできておりませんでした。
- 2 従来の懲罰規程では、携帯電話の持ち込みについては懲戒事由として明示しておりませんでした。
- 3 従来は、懲戒事由に該当しない社内ルール違反を犯した者については、上長及び所属長からの口頭での指導が主となっておりました。



新再発防止策

- 1 個人所有の携帯電話をトランク内の所定の保管場所に保管する際に、当該保管場所にドライブレコーダーを設置の上、適切に保管をしているかについて、全車両を対象とした出庫時の映像確認を行います。^{*2}
- 2 懲罰規程を改定し、運転席への携帯電話の持ち込みを懲戒事由として明示的に追加し、ルールの見える化を図ります。
- 3 当該ルールに違反した者に対しては、社内規程に従い乗務停止、懲戒処分等、厳正な処分を行います。

03. 意識改革

旧対策

- 1 従来は、運転者の方には、ヒヤリハット事例等の提出を促し、それを元に管理者が対策等を検討し、トップダウンで指示を行うことが多いという傾向がありました。
- 2 従来は、通常行われる健康診断や、ストレスチェック及び個人面談などで社員の状況を把握しており、携帯電話に対する依存度についての専門的な分析は行っておりませんでした。
- 3 従来は、所属長による面談を半年に1回の頻度で実施しておりました。



新再発防止策

- 1 乗務社員による問題改善会議を導入し、ボトムアップでのルールの策定、ヒヤリハットからの対策など、運転者からの目線で問題の発見及び改善策の検討を行い、プロ意識の醸成を図ります。
- 2 毎年、携帯電話依存度チェックを行い、依存度の高いと疑われる社員にはより一層の安全教育を実施するとともに、ドライブレコーダーでのモニタリングを重点的に行います。
- 3 全ての乗務社員に対して、所属長による個人面談を少なくとも年2回、本部担当者による個人面談を年1回以上行います。

04. 相談体制の構築

旧対策

現行の社員相談室規定では、相談窓口が内部窓口のみとなっており、利用も低調となっております。



新再発防止策

現行の社員相談室規程（内部通報制度）を見直し、内部での相談窓口に加え、外部の相談窓口（外部弁護士）を用意することで、社員が問題を発見した際や、不安を感じている事柄について気軽に相談ができる体制を整え、社内ですべての問題を重大化する前に早期発見し、改善を図ることができる仕組みづくりを行います。また、上記『03-3』の面談の充実により、社内においても相談しやすい環境を整え、風通しのよい企業風土の構築に努めます。

05. 採用及び教育の見直し

旧対策

従来は、職種や勤続年数に応じて、定期的に社内外にて研修を行っていましたが、受講後の効果測定を一部の集合研修のみに限定して行っていたため、研修内容の理解度・浸透度の確認が不十分でした。また、採用については、従来より採用時における運転適正診断を導入しておりました。



新再発防止策

全社員に対する技術面での安全教育及び安全マネジメント知識の教育並びにお客様の大切な命や荷物をお預かりする交通運輸企業で働く従業者としての意識を高める教育を追加導入するとともに、教育内容についても随時ブラッシュアップを図り、その習熟状況についての確認も行い、継続的なフォローアップ体制を構築してまいります。また、採用時の運転適性診断については、今後も継続して行ってまいりますとともに、入社後におきましても、法定の回数以上の運転適性診断の実施をしてまいります。

※1（スマートフォン・タブレット等の携帯端末を含みます。）

※2（この施策は機種を選定及び設置等が完了次第実施いたします。）